

入札・契約制度の改正について（概要）

平成22年度より、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

開札から落札決定までの期間の短縮

開札から落札決定までの期間については、これまで2週間程度の期間を要しておりましたが、難易度が低く、小額な一部の工事等については、これを1週間程度短縮します。

◆ 適用対象工事等

- 工事： 設計金額 5,000 万円未満で、かつ難易度が低い工事等。
- 業務： 設計金額 1,000 万円未満で、かつ難易度が低い業務等。

適用年月日 平成22年3月25日以後に告示を行う工事等から適用します。

低入札価格調査制度の改正

参照

<http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/seido/kitei/kyotsu/08teinyusatsu.pdf>

平成22年3月25日以後に告示を行う工事等から、下記のとおり取扱います。

1 失格判断基準の改正

低入札価格調査中又は調査基準価格を下回って落札した工事を施工中若しくは業務を履行中に、他の入札において調査基準価格を下回る入札を行った場合、その入札を失格とする取扱いについては、本年2月から実施している低入札価格調査制度の適用対象金額の改正に伴い、廃止します。

2 低入札価格調査基準価格を下回る金額で落札した場合の取扱い

適正な施工の確保等を徹底するため、調査基準価格を下回る金額で落札した場合は、現行措置に加え、以下の措置を新たに義務付けします。

◆ 契約保証金の引き上げ（10% 30%）

契約保証金については、請負代金額の30%以上とします。

◆ 配置技術者の増員（1名 2名）

過去2年間にしゅん功した工事、あるいは契約時点で施工中の工事について、以下のいずれかの要件に該当する場合には、専任の主任技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することを義務付けます。

6.5点未満の工事成績評定を通知された場合。

工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された場合。

品質管理、安全管理に関し、参加停止措置又は文書による警告を受けた場合。

自らに起因して工期を大幅に遅延させた場合。

電子入札システムの利用時間の延長

平成22年4月1日より、電子入札システムの利用時間（入札時間）を延長します。

- ◆ 入札日の1日目
9時から17時まで（現行） 8時から20時まで（ ）

- ◆ 入札日の2日目
9時から17時まで（現行） 8時から17時まで（ ）

電子入札システムについてのお問合せは、9時から17時までをお願いします。

お問合せ先 札幌市財政局管財部契約管理課工事契約係 電話 211-2442